

## 1 社随意契約する理由

|             |  |
|-------------|--|
| 業 務 名       | 史跡山元遺跡公有化に伴う用地測量業務委託   |
| 1 社随意契約する理由 | <p>村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による。<br/>(目的・性格)</p> <p>公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」)は、土地家屋調査士法第63条により「官公署その他の政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的」として設立された唯一の団体であり、管内の状況に精通している土地家屋調査士も多数在籍していることから、より迅速な対応が可能で行政行為の補助として業務の円滑な執行が期待できます。また、万一の場合に備え公嘱協会は「損害賠償責任保険」に加入しており万全の体制を整えています。このことから、業務遂行の保証・安全性が図られる公嘱協会と随意契約を結ぶものです。</p> |
| 随意契約の相手方    | <p>住 所 新潟市中央区明石2丁目2番20号<br/>業者名 公益社団法人<br/>          公共嘱託登記土地家屋調査士協会<br/>代表者 代表理事 渡辺 政次</p>  |